

令和8年第4回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年4月24日)

奥州市農業委員会

# 令和8年第4回奥州市農業委員会総会議事録

令和8年4月24日(金)

午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（24名）、欠席委員（ 名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長		千田 淳
事務局長補佐		佐々木 治彦
総務係	係長	佐藤 康平
	主任	千田 裕海絵
農地係	係長	佐藤 茂樹
	主任	照井 早織
	主事	佐々木 翔琉
	主事	柏木 望

議長 ただいまより、令和8年第4回奥州市農業委員会総会を開会いたします。  
欠席の届出委員は、おりません。  
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。  
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、千田晴郎推進委員、及川初巳推進委員、大内俊二推進委員に出席を求めています。  
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。  
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1番、鈴木洋一委員、2番、八重樫章委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは 主要会務を報告し、諸般の報告といたします。1ページをご覧ください。

3月17日から4月16日までの主な内容をご報告申し上げます。

3月17日、江刺新稲作運動推進協議会及び令和7年度水稻総合生産コンクール褒賞授与式がホテルニュー江刺で開催され、伊藤会長が出席いたしました。

この中で、最優秀賞を受賞した江刺広瀬の関村武文氏に対し農業委員会会長から賞状をお渡しいたしました。

3月18日に市長及び副市長の退任式、翌3月19日に市長就任式が開催され、

それぞれ伊藤会長が出席いたしました。

3月25日、第3回農業委員会総会が招集され、農地案件等9件について審議いたしました。

同日、第3回農政専門委員会が開催され、令和8年度の事業計画について協議いたしました。

3月26日及び27日に第2回奥州市議会臨時会が招集され、伊藤会長が出席いたしました。内容は市議会の構成が替わったことに伴う、議長、副議長の選出及び副市長の選任、議案審議などでありました。

3月31日に令和7年度退職職員等辞令交付式、翌4月1日に副市長就任式及び令和8年度新規採用職員等辞令交付式が開催され、伊藤会長が出席しております。

同日、令和8年度農業委員会事務局人事異動職員紹介式に伊藤会長が出席いたしました。

4月13日に胆沢ダム管理協議会の監査、4月15日に胆江地区農林業振興協議会の監査が行われ、それぞれ伊藤会長が監査を行いました。

以上ご報告いたします。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉と申します。

3月17日についてですが、江刺新稲作運動推進協議会ですが、これについては、各市町村単位であるものなのでしょうか。

議 長 (「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 この協議会は、江刺管内独自の取り組みと記憶しております。

5番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得38件となります。

委員会へのあっせん希望は番号12の1件です。番号12について羽田地区担当の委員に情報提供をさせていただき予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号14、番号18、番号24の3件です。

以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

議長 (「議長」の声あり) 8番、千葉委員。

8番委員 これは、何年以内に届出をしなければならないといったような決まりはあるのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 8番委員のご質問にお答えいたします。以前にもお伝えしておりましたが、相続し、権利を取得したと認識してから10カ月以内となっております。

ただし、相続登記しないまま、今に至ってしまった事例もあります。

議長 よろしいでしょうか。

8番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。32番についてです。確認ですが、これは平成3年11月27日に相続して、その後、令和5年8月2日に、また所有権移転しないまま迎えてしまったということなののでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 ただいまの質問にお答えいたします。こちらにつきましては、届出が2件という形で出されておりましたので、令和5年に届出人が取得したということは変わらないのですが、31番と32番の違いがわかりにくいこともありましたので、平成3年のものを記載しております。

解説をさせていただきますと、31番につきましては、届出人が先代から相続を受けた令和5年8月2日にお亡くなりになり、相続の権利が発生して、令和8年2月18日に登記をしたということになります。

32番につきましては、令和5年の相続については、実は先々代から登記がさ

れていなかったため、登記上は御祖父様のものとなっております。今回の令和5年の相続と登記が同じ日ということで、それぞれ別の届出日となっていたため、2件分で記載しております。

22 番委員 無事に相続されたということですね。ありがとうございました。  
議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議 長 ここで、議長を交代いたします。

(議長、伊藤会長から星会長職務代理者へ交代)

議 長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書10ページをご覧ください。

今月の報告件数は、30件です。

解約の理由は、農地中間管理機構に係る解約16件、貸し換えのための解約9件、売り渡すための解約4件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議 長 報告第2号について説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号24番伊藤周治委員が番号13及び番号14に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号13及び番号14を除き質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第2号については、番号13及び番号14を除き、終結いたします。

議 長 次に、番号13及び番号14に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、24番委員の退席をお願いします。

(9時49分退席)

議 長 番号13及び番号14について質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第2号の番号13及び番号14については終結いたしま

す。

24 番委員の退席を解除します。

(9時50分着席)

議長 ここで、議長を交代いたします。  
(議長、星会長職務代理者から伊藤会長へ交代)

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書16ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転35件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が4件の計43件です。

番号1は、耕作不便のため、金額25万円で売買するものです。

番号2は、規模拡大のため、総額5万円で売買するものです。

番号3は、労力不足のため、金額60万円で売買するものです。

番号4は、労力不足のため、金額50万円で売買するものです。

番号5は、労力不足のため、金額32万1300円で売買するものです。

番号6は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額5395円です。

番号7は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万5494円です。

番号8は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額5000円です。

番号9は、労力不足のため、金額5万円で売買するものです。

番号10は、労力不足のため、金額2万円で売買するものです。

番号11は、規模拡大のため、金額20万円で売買するものです。

番号12は、隣接地取得のため、金額6万円で売買するものです。

番号13は、規模拡大のため、金額5万1000円で売買するものです。

番号14は、高齢化のため、金額5万円で売買するものです。

番号15は、高齢化のため、総額43万8273円で売買するものです。

番号16は、高齢化のため、金額5万円で売買するものです。

番号17は、労力不足のため、総額14万円で売買するものです。

番号 18 は、労力不足のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 19 は、労力不足のため、金額 3000 円で売買するものです。

番号 20 は、規模拡大のため、総額 50 万円で売買するものです。

番号 21 は、新規就農のため、総額 1 万 6830 円で売買するものです。

耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 22 は、耕作不便のため、金額 4 万 2600 円で売買するものです。

番号 23 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 24 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 25 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 26 は、親から子へ生前贈与するものです。

番号 29 は、隣接地所得のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 30 は、労力不足のため、総額 94 万 4200 円で売買するものです。

番号 31 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号 32 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。耕運機、トラクター、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 33 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 34 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。譲受人は住所が山梨県にありますが、耕作シーズンは市内の実家に滞在して、耕作を行っていくことを確認しています。田植え機、トラクター、コンバイン、草刈り機、乾燥機を所有しており、水稻、自家用野菜を作付け予定です。

番号 35 は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。耕運機、田植機、バインダー、トラクター、コンバインを所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

この貸借は農地法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けて許可を受けようとするものであり、許可後農地を適切に利用していなかった場合、使用貸借契約を解除する条件が契約書に付されているなど、要件を満たしていることを確認しています。

当委員会から奥州市長に対し、農地法第 3 条第 4 項の規定に基づき通知をしております。市長から意見があった場合には、その意見を付して許可することとなります。

番号 36 は、耕作不便のため、金額 5 万円で売買するものです。

番号 37 は、規模拡大のため、金額 30 万 3520 円で売買するものです。

番号 38 は、耕作不便のため、贈与するものです。

番号 39 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 40 は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を設定するものです。

番号 41 は、高齢化のため、総額 15 万円で売買するものです。

番号 42 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 43 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 4 万 75 円です。

以上、43 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 1 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。農業を営んでいる方なら分かっていると思いますが、35 番についてなのですが、農地を借り受け、農業を営むということは、新規就農ではなく、農地法第 3 条第 4 項に関わってくるということですが、ここについて教えていただきたいと思います。

議長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 家子委員のご質問にお答えいたします。まず、農地を借り受け、農業を営むということと、新規就農と違う点は、今回の譲受人は一関市に住所がある方で、同市内に 660 ㎡ほどの耕作面積があります。今回新しく一から農業を始めるわけではないとのことで、このようにしているところです。

今回、農地法第 3 条第 3 項の適用を受けるところですが、この経過としては、今回の譲受人は以前、奥州市内の農地を平成 28 年から借り受けていました。その際、適切に利用することができなくなったため、要件上、再設定するに至らず、平成 31 年の期間満了をもって耕作権は所有者に戻っているところでした。

今回、所有者側の要望で、所有権移転を受けようとしていましたが、耕作しなかったという前例があることから、まずは耕作できる実績を作ってから所有権を移転するのが望ましいと考え、今回も耕作を行わなかった場合、契約を解除することも想定し、本申請に至っています。

22 番委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。わかりました。

議長 ほかにありませんか。（「議長」の声あり）9 番、佐々木委員。

9 番委員 9 番、佐々木です。35 番についてです。今、事務局から説明もあった通り、私も以前、耕作がうまくできていないというところに確認しに行ったことがあり

ます。ここは私の住んでいるところから近いところにあるのですが、恐らく、車は所有していないものと思います。どのような移動手段で、耕作を行うものなのでしょうか。適切に管理されないことが予見される段階で許可するのが妥当なのでしょうか。

議長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 9番委員のご質問にお答えいたします。まず、申請の段階で添付された書類上ですと、移動手段については確かに委員が仰るとおり自家用車を持ち合わせていません。そこで、どのように耕作を行うのかを担当の分室において、聞き取りをしたところ、同じ住所ではありませんが、娘さんとお知り合いの方がいるとのことで、その方々の力を借りながら、前沢まで耕作しに行くという説明がありました。

議長 よろしいでしょうか。

9番委員 今回は、使用貸借のようなので、金額等の設定もないようではございますけれども、本人の耕作意欲はあるとは思いますが、色々な面から厳しいのではないかと心配していただきましたので、質問させていただきました。

議長 （「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 今回の案件につきましては、通作に対する様々な懸念はございますが、説明をしっかりと受けたうえで、問題がない旨を確認しております。今回、3項の要件として、解除する要件が付されているほか、地域で他の農業者と連携して行くことを記載いただいております。

そのようなこともあり、今回は、通常第1項ではなく、第3項の適用で付しているものでございます。よろしく申し上げます。

議長 ほかにありませんか。（「議長」の声あり）18番、三浦委員。

18番委員 18番、三浦でございます。ちょっと教えていただきたいのですが、今読んである売買金額などは記載することはできないのでしょうか。議案第2号は金額が記載になっているのですよね。何か金額を記載できない理由があるのでしょうか。

議長 （「議長」の声あり）佐々木補佐。

局長補佐 これに関しましては、昨年度も同じような質問があったと記憶しております。議案書自体が農業委員だけにとどまらず、他機関にも情報提供しているものです。そこで、記載された金額が独り歩きし、価格誘導に繋がることを防ぐために、このように口頭での説明にとどめているところでございます。ご理解いただければと思います。

議長 よろしいでしょうか。

18 番委員 はい。ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。（「議長」の声あり）22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。先ほどの 35 番についてです。誰が、どのように、耕作できていないという判断をするのかを教えてくださいたいです。

議 長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主 事 今回、借り受ける農地が耕作されているかを確認する方法についてです。賃借人は毎年、個々の農地の耕作状況について、農業委員会に提出する義務があります。そこで、毎年の耕作状況について確認いたします。また、現地にも出向くことも考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

22 番委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありませんか。（「議長」の声あり）19 番、高橋委員。

19 番委員 19 番、高橋です。35 番の件で、やはり心配ですので、この方の年齢、作付けする作物を確認させてください。よろしくお願いします。

議 長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主 事 現在、81 歳となっております。作物ですが、説明の際は、自家用野菜とお伝えしておりましたが、厳密にいうとナス、キュウリ、トマト、ニンニク、サツマイモとなっております。こちらとしても、年齢の面から考えて、労力的に大丈夫だろうかとの懸念はありましたので、無条件の許可とは異なるところで、解除条件付きの貸借に至っているところでございます。

19 番委員 年齢が想像したよりご年配の方でしたので、驚きましたが、この面積、作物からしても、大変厳しいのではないかと思います、頑張ってくださいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は25ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が28件、使用貸借による権利の設定38件と、農地売買等事業に係る案件12件の合計78件となります。

番号1から番号66までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号67から番号78は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であることを、確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号22番、家子洋子委員が番号32に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号32を除き質疑に入ります。質疑がありましたが、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、番号32を除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号32を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に、番号32に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規

定により、22 番委員の退席をお願いします。

(10 時 15 分退席)

議長 番号 32 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案の番号 32 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号の番号 32 については、計画案に異議なしと決定されました。

22 番委員の退席を解除します。

(10 時 17 分着席)

議長 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書 41 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 12 件です。

番号 1 は、売買により自家用等駐車場 4 台分を整備するものです。

番号 2 は、売買により宅地分譲 1 区画を整備するものです。

番号 3 は、売買により共同住宅 5 棟を整備するものです。

番号 4 は、贈与により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は 292.34 m<sup>2</sup>です。

番号 5 は、売買により農業用倉庫及び作業場を整備するものです。

番号 6 から番号 9 は関連案件です。売買により営業所及び整備工場等を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は 12,868.29 m<sup>2</sup>です。農地は 12,761 m<sup>2</sup>、非農地は 107.29 m<sup>2</sup>となります。

番号 10 は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。

番号 11 は、売買によりスクラップ資源、資材置場を整備するものです。

番号 12 は、贈与により自己住宅及びカーポート 2 台分を整備するもので、非

農地を含む総事業面積は 398.12 m<sup>2</sup>です。

本件は一部追認案件ですので経緯の概要を説明します。

申請地は、土地所有者の自宅に隣接する農地であり、今回、土地所有者の息子夫婦の自宅を建てるため境界確認を行ったところ、農地と宅地の境界を誤認し、一部カーポート敷地が農地にはみ出して整備されていたことが判明いたしました。

本来であれば現状復旧すべきところですが、許可権者と協議の結果、カーポートは息子夫婦が使用しているものであり、既存敷地内及びその周辺に駐車場の代替地がないことから現状復旧とはせず、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、カーポートを使用している息子夫婦の自己住宅転用申請と併せて申請がなされました。

本件は補足説明資料に記載のとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書が申請者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号4を4月9日に佐々木生 委員、千田晴朗推進委員と、番号5を4月8日に菅原利宏委員、及川初巳推進委員と、番号6から番号9を4月8日に鈴木喜一委員、大内俊二推進委員と、番号10から番号12を4月9日に鈴木洋一委員、高橋善隆推進委員といずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は農地としての利用はなく、荒れており、草刈り等の維持管理は確認できませんでした。今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号2から番号4のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号5から番号9のいずれも、農地として適正に管理されておりました。

番号10は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号11は、農地として適正に管理されておりました。

番号12は、農地としての利用はなく、荒れており、申請内容のとおり一部カーポートがはみ出して整備されていることも確認いたしました。今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

議長 (「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉でございます。内容については異存ありませんが、番号5は土地を取得できる農事組合法人と理解してよろしいでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 照井主任。

主任 ただいまの質問にお答えします。適格法人ではありません。農地の転用に關しまして、適格法人であることは求められておりませんので、問題ないものと確認しております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書44ページをご覧ください。今月の案件は、2件です。

番号1は、昭和50年頃までに宅地への進入路及び土留め擁壁、庭を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、昭和52年に物置、平成15年頃に居宅への進入路及び駐車場を舗装整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を4月9日に佐々木生子委員、千田晴郎推進委員と、番号2を鈴木洋一委員、高橋善隆推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

(閉会 10時20分)